

令和5年度利用者負担額(保育料)・副食費免除について(お知らせ)

- ① 利用者負担額(保育料)の算定や、副食費免除の判定につきましては、保護者の市町村民税課税額等(調整控除、税額調整措置以外の税額控除については適用前の税額)により、本市基準(裏面利用者負担額表・副食費免除対象表を参照)に基づいて決定されます。

4月から8月分については、令和4年度市町村民税をもとに、9月から翌3月分については、令和5年度市町村民税をもとに利用者負担額が決定されます。決定され次第、別途通知いたします。

また、未申告等により市町村民税課税額が未確定の方は、税額が確認されるまでの間、利用者負担額は仮に最高額で決定されます。仮決定の利用者負担額は、税額が確認でき次第遡って変更します。(利用者負担額は年度を越えて変更しません。令和5年度中に変更の手続きをお願いします。)

- ② 利用者負担額が決定された後におきまして、同居・別居により世帯を変更された場合は、利用者負担額にも変更が生じる場合がありますので、至急子育て支援課までお届けください。

市町村民税課税額に変更が生じる場合は利用者負担額を変更します。(利用者負担額は年度を越えて変更しません。令和5年度中に税額変更があった場合のみ利用者負担額を変更します。)

また、貝塚市以外で課税された方で、市町村民税課税額に変更があった場合についても利用者負担額に変更が生じる場合がありますので、至急子育て支援課までお問い合わせください。

- ③ 利用者負担額の減免について

以下の要件に該当する方は、利用者負担額を減免できる場合があります。

1. 特定教育・保育施設の休業、児童の疾病その他やむを得ない事由により、月の初日から末日までの間に連続して15日以上施設の利用がない場合
2. 子どもの属する世帯の主たる生計維持者が、倒産やリストラといった非自発的の事由により失業等となり、収入が著しく減少し、利用者負担額の負担が困難となった場合
3. 子どもの属する世帯が居住する家屋が震災、風水害、火災その他これに類する災害により損害を受けた場合

なお、減免の適用に際して、要件について確認できる資料を提出していただく必要がありますので、詳細につきましては子育て支援課までお問い合わせください。

問 合 せ 先
子育て支援課
電話 4 3 3 - 7 0 2 4 (直通)

貝塚市利用者負担額（保育料）・副食費免除対象表【2号・3号認定】

階層	税額等		利用者負担額（月額）		副食費免除対象		
			3歳児未満		3歳児以上		
			標準時間	短時間			
A	生活保護世帯等		0円	0円	免除		
B	市町村民税非課税世帯		特定世帯	0円		0円	
			一般世帯	0円		0円	
C	市町村民税均等割のみ課税世帯		特定世帯	3,300円		3,300円	
			※一般世帯	8,000円		8,000円	
D	1	48,600円未満	特定世帯	3,300円		3,300円	
			※一般世帯	9,500円		9,300円	
	2	市	48,600円以上	特定世帯		3,300円	3,300円
			57,700円未満	※一般世帯		12,500円	12,200円
		町	57,700円以上	特定世帯		3,300円	3,300円
			62,000円未満	一般世帯	12,500円	12,200円	第3子以降免除<注>
	3	村	62,000円以上	特定世帯	3,300円	3,300円	免除
			73,000円未満	一般世帯	16,500円	16,200円	第3子以降免除<注>
	4	税	73,000円以上	特定世帯	3,300円	3,300円	免除
			77,101円未満	一般世帯	23,500円	23,100円	第3子以降免除<注>
所得割額	所得割額	77,101円以上 97,000円未満		23,500円	23,100円		
		97,000円以上 115,000円未満		31,000円	30,400円		
		115,000円以上 133,000円未満		38,500円	37,800円		
		133,000円以上 169,000円未満		44,500円	43,700円		
		169,000円以上 271,000円未満		52,000円	51,100円		
		271,000円以上 301,000円未満		56,000円	55,000円		
		301,000円以上		57,000円	56,000円		

○ 市町村民税所得割額は税額控除（調整控除、税額調整措置は除く）適用前の税額を用います。

○ 令和元年10月1日から3歳児以上は利用者負担額が無償となり、副食費についても上記表に該当する児童の分について、副食費が免除対象となります。

<注> 2号認定における副食費免除対象制度の多子計上は、第1・2子が保育所、認定こども園、幼稚園等を利用している小学校就学前までの子が計上されます。

1. 左表の年齢区分は年度当初の歳児クラスで決まります。年度途中で年齢が上がっても利用者負担額は変わりません。

2. 特定世帯とは、下記①から③のいずれかに該当する世帯をいいます。一般世帯とは、特定世帯以外の世帯をいいます。

① ひとり親世帯：

母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子及び男子で現に児童を扶養しているものの世帯

② 在宅障害児（者）のいる世帯：

次に掲げる世帯をいう。（申請が必要）

ア 身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 国民年金の障害基礎年金等の受給者

③ その他の世帯：

保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

3. 多子軽減について(保育料)

a 左表の特定世帯について、生計を一にするきょうだい(年齢制限なし)がいる場合は下記のとおりとなります。

児童の年齢区分	算式
入所児童が最高年齢の場合	左表の全額
入所児童の年齢が2番目以降の場合	0円

b 左表の※印のついている一般世帯について、生計を一にするきょうだい（年齢制限なし）がいる場合は下記のとおりとなります。

児童の年齢区分	算式
入所児童が最高年齢の場合	左表の全額
入所児童が2番目に年齢が高い場合	左表の1/2
入所児童の年齢が3番目以降の場合	0円

c 上記 a、b 以外の世帯について、きょうだいが複数人同時に保育所、認定こども園、幼稚園等（特別支援学校幼稚部、児童発達支援及び医療型児童発達支援若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用する児童を含む）を利用している場合は、下記のとおりとなります。

児童の年齢区分	算式
最高年齢の入所児童	左表の全額
2番目に年齢の高い入所児童	左表の1/2
3番目以降の入所児童	0円

4. 入所は毎月1日、16日付けのいずれか、退所は毎月15日、末日付けのいずれかとなり、16日付け入所および15日付け退所があった当該月の利用者負担額については、入所日数を25日で除した日割り計算となります（10円未満の端数が生じた場合は切り捨て）。

5. 月途中で保育必要量が変更となった場合は、翌月から利用者負担額が変更されます。

貝塚市副食費免除対象表【1号認定】

階層	税額等		副食費免除対象
A	生活保護世帯等		免除
B	市町村民税所得割非課税世帯		
C	市 町 村 民 税 所 得 割 額	77,100円以下	
D		77,101円以上 211,200円以下	第3子以降免除<注>
E		211,201円以上	第3子以降免除<注>

- 市町村民税所得割額は税額控除（調整控除、税額調整措置は除く）適用前の税額を用います。
- 令和元年10月1日から満3歳児以上は利用者負担額が無償となり、副食費についても上記表に該当する児童の分について、副食費が免除対象となります。

<注> 1号認定における副食費免除対象制度の多子計上は、第1・2子が小学校、保育所、認定こども園、幼稚園等を利用している小学校3年生までの子が計上されます。